

東近江市重層的支援体制整備事業実施計画

令和6年度～令和8年度

共に見守り支え合い豊かに暮らせるまちを目指して

令和6年3月
東 近 江 市

目次

1	重層的支援体制整備事業の計画に向けて・・・・・・・・・・	1
2	重層的支援体制整備事業への取組経過・・・・・・・・・・	3
3	重層的支援体制整備事業の実施計画の体系・・・・・・・・・・	6
4	重層的支援体制整備事業の「一体的な実施のための体制整備計画」・・	9
	計画1 地域共生を目指す官民協働プラットフォームの形成・・・・・・・・	9
	計画2 参加支援の取組に向けた調査とプログラムの開発・・・・・・・・	10
	計画3 多機関協働と庁内連携の推進のための体制整備・・・・・・・・	11
	計画4 「重層的な人材」の発掘・育成と地域づくり事業の一体的実施・・	13
5	重層的支援体制整備事業における「5つの事業」・・・・・・・・・・	15
6	用語解説・・・・・・・・・・	16

1 東近江市における重層的支援体制整備事業の計画に向けて

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

これまでの社会保障制度は、高齢、障害、子ども、生活困窮の分野別に、専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、少子高齢化・人口減少が進み、グローバル化、価値観の変化・多様性の受容などによる社会構造の変化などを背景に、支え合い機能の脆弱化や地域の担い手不足等が進む中において、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりのように、複数の課題が複雑に絡み合っている世帯や、どの制度にも当てはまらないはざまのニーズ等、従来の支援体制ではケアしきれない事例が顕在化しています。また、社会的孤立を背景に、課題を抱えながらも、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例も増加しています。

このような社会的背景を受けて、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制が求められています。その支援は、これまでの福祉行政が担ってきた福祉制度の運用のみでは対応できず、福祉制度と協働してきた地域福祉による支援活動が必要です。重層的支援体制整備事業は、部局横断的な連携体制を強化し、地域福祉を強化する役割をもつ体制整備を通じて地域共生社会の実現を目指していく事業であると言えます。

(2) 重層的支援体制整備事業における 5 事業の内容－社会福祉法第106条の 4

社会福祉法第 106 条の 4 の重層的支援体制整備事業には、表 1 のように 5 つの事業が含まれており、実施計画書においては、第 1 号から第 5 号までの事業実施計画の策定となります。

表 1 5 つの事業の機能と既存制度の対象事業

		機能	既存制度の対象事業等
第 1 号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第 2 号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第 3 号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
	注)		【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第 4 号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がりが続ける機能	新
第 5 号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新

注) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第 3 号注書に含まれる。

資料) 厚生省同条文の解説

5つの事業の内容は、第1号：包括的相談支援事業（イからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業）、第2号：参加支援事業、第3号：地域づくり事業（イからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業）、第4号：アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、第5号：多機関協働事業となります。

なお、第1号：包括的相談支援事業と第3号：地域づくり事業は、制度別に組み立てられた既存の事業であり、第2号、第4号、第5号は新規の事業です。

第1号：包括的相談支援事業では、介護、障害、子育て及び生活困窮の分野ごとに行われている相談支援を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、分野横断的に包括的な支援体制を整備します。具体的な取組としては、表1のイロハニの地域包括支援センターの運営、障害者相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業において包括的な相談を受け止めること、多機関協働事業との連携を行うこと、重層的支援会議を開催することなどが挙げられます。

第3号：地域づくり事業では、第1号と同様に分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を、重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、属性を問わず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。具体的には、表1のイロハニに加えて注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業を活用して、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備すること、個別の活動や人のコーディネートをすること、多分野がつながるプラットフォームの形成を進めることです。

次に、新規事業の第2号、第4号、第5号の内容をみると、第2号：参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない人に対し、本人やその世帯のニーズ・抱える課題などを丁寧に把握し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していくことで、既存の体制では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対して、社会とのつながり作りに向けた支援を行える体制整備に取り組みます。

第4号：アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握すること、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係をつくることを目指す事業です。

第5号：多機関協働事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能を担う事業で、主に支援者を支援する役割を担う事業です。相談から終結までの各機能とともに、「重層的支援会議」の開催と運営・評価を担います。

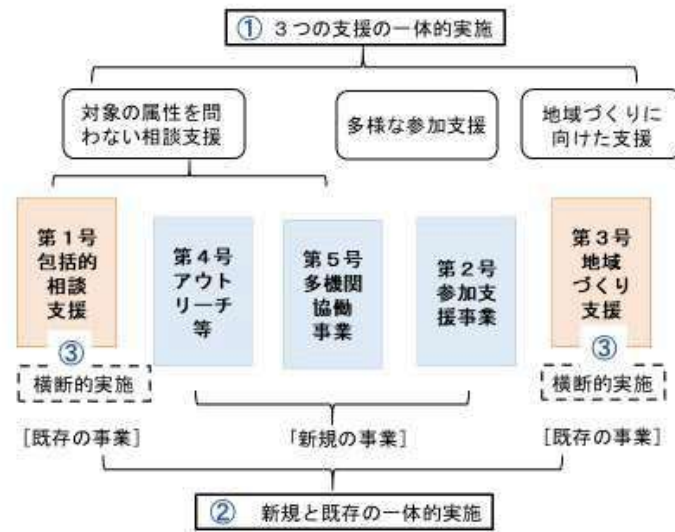
(3) 求められる5つの事業の「一体的な実施」

「重層的支援体制整備事業実施要綱」（厚生労働省、2021）では、重層的支援体制整備事業を、市町村において「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することと規定しています。

上記の3つの支援の「一体的な実施」を目指すために、5つの事業における相互の関係やそれぞれの事業に求められている「一体化」を、図1のように整理しました。第5号の多機関協働事業と第4号のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、第1号の包括的相談支援事業とともに、「対象者の属性を問わない相談支援」としています。

「一体的な実施」を、3段階での実施とし、①3つの支援の一体的実施、②新規と既存の事業間での一体的実施、③「包括的相談支援（第1号）」と「地域づくりに向けた支援（第3号）」はそれぞれの4つの既存事業における横断的实施を一体的実施としています。

図1 一体的実施の推進の枠組み



2 東近江市における重層的支援体制整備事業への取組経過

重層的支援体制整備に向けて、本市はこれまで3つの取組を進めてきました。

1つ目は、平成29年導入の「包括的な支援体制の整備」（社会福祉法第106条の3）を契機としたモデル事業への取組と令和2年「重層的支援体制整備事業」の導入において取り入れられた「移行準備」（令和3年度から令和5年度）です。2つ目は、平成27年「生活困窮者自立支援事業」の導入を契機とした福祉行政の組織改編の取組です。3つ目は、東近江市第2次地域福祉計画の実施から東近江市第3次地域福祉計画策定への流れと、重層的支援体制整備事業の実施計画の策定となります。これら3つの段階や取組を以下、(1)から(3)に分けて整理しました。

(1) 東近江市における2つの段階（モデル・移行準備）を経たプロセス

表2にあるように、地域福祉計画の実施とともに、重層的支援体制整備事業へのプロセスを進めてきました。平成29年から取り組んでいる市第2次地域福祉計画を受けて、国のモデル事業である「地域力強化推進事業」を4年間にわたって実施してきましたが、市第2次地域福祉計画の進行管理を行う中で、重層的支援体制整備事業の「移行準備事業」へ取り組んでいくことを選択しました。そして市第3次地域福祉計画の中間年に当

たる令和6年度に、本格実施に移行することを踏まえ、重層的支援体制整備事業の実施計画の策定に取り組みました。

表2 重層的支援体制整備事業へのプロセス

	事業の取組	地域福祉計画等の策定・実施
平成29年度	モデル事業 地域力強化推進事業	第2次地域福祉計画の実施
平成30年度		
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度	移行準備事業	第3次地域福祉計画の実施 重層的支援体制整備事業実施計画の策定 重層的支援体制整備事業実施計画の実施
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度	本格実施	

移行準備への取組は、表3にあるように、開始された初年度から取り組み、上限として設定されている3年間の期間を活用しました。

表3 重層的支援体制整備事業の手上げ自治体の推移と東近江市の位置

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	本格	準備	計	本格	準備	計	本格	準備	計
令和5年度	—	—	—	—	—	—	189 1.4倍	282 (東近江市)	471 1.3倍
令和4年度	—	—	—	134 3.2倍	225 (東近江市)	359 1.3倍	内134	内181	—
令和3年度	42	243 (東近江市)	285	42	内149	—	内42	内111	—
モデル	内32 76%	内179	—	99 74%	内115	—	内125 66%	内99	—

①令和3年度

多機関協働事業を試行的に実施し、健康福祉政策課と社会福祉協議会に「包括化推進員」を配置し、包括化推進員を中心に月1回の多機関協働推進会議を開始しました。参加機関は福祉の相談支援を行う7つの課と社会福祉協議会であり、各機関で相談支援を中心的に担うリーダー的な職員を「サブ推進員」と位置付け、多機関協働推進会議には包括化推進員とサブ推進員が参加し、事例を通じて多機関協働の在り方について検討を重ねました。

②令和4年度

多機関協働推進会議を継続して実施し、事例検討に加えて、参加していない機関や外部の機関の業務についての学習や重層的支援体制整備事業についての研修を行いました。

「フィールドワーク＋ワークショップ」型の研修プログラムを3回実施しました。研修プロジェクトは、3つの支援領域（相談・参加・地域づくり）を越境する民間主導の取組を現場で学ぶというフィールドワーク型の研修として取り組みました。対象は、地域福祉プロジェクト委員（地域福祉関係部署の中堅職員で構成：令和4年度は15名）を中心として、この研修を通して「重層的な思考」を身に付けた地域支援人材を育成するという目的を持った研修プログラムに着手しました。

③令和5年度

子育て支援センターと学校教育課をメンバーとして新たに加え、多機関協働推進会議を継続して実施しました。参加機関の業務の更なる理解を目指し年度初めに学習会を実施しました。また福祉政策課の包括化推進員は、各機関のサブ推進員からの要請に応じる形で、推進員が実施するケース会議へ参加し、多機関の連携の推進と定着を図りました。

重層的支援体制整備事業の理解を庁内の各部署の人材に促進することを目的に、研修会をまちづくり協働課が実施している「地域担当職員」の研修機会である「共創塾」との合同開催によって実施し、重層的支援体制整備事業が地域づくりとの協働を目指していることを共通理解として深めることができました。また、フィールドワーク型の研修プログラムも継続して実施し、地域からの課題の解決に向けての合意形成の方法を学ぶための取組等を研修の教材として活用しました。

(2) 福祉関連組織の改編

表4 東近江市の福祉関連組織の改編

平成25年度	平成26年度	令和3年度	令和5年度
健康福祉こども部	健康福祉部	健康福祉部	福祉部
社会福祉課	健康福祉政策課	健康福祉政策課 福祉相談支援係	福祉政策課 福祉相談支援係
	社会福祉課	生活福祉課	生活福祉課
いきいき支援課 高齢者支援 G 障害者支援 G 介護予防 G	福祉総合支援課 高齢者支援 G 障害者支援 G くらし相談支援 G	→ 長寿福祉課 → 障害福祉課 → 健康福祉政策課	
長寿福祉課	長寿福祉課	長寿福祉課 高齢者支援係 (地域包括支援センター)	長寿福祉課 地域包括支援センター
障害福祉課	障害福祉課	障害福祉課 障害者支援係	障害福祉課 障害者支援係
発達支援センター	発達支援センター	発達支援センター	発達支援センター
健康推進課	健康推進課	健康推進課	健康医療部
	地域医療政策課	地域医療政策課	健康推進課 地域医療政策課
	こども未来部	こども未来部	こども未来部
子ども家庭課 子ども支援センター 幼児課 幼児施設課	子ども家庭課 子ども支援センター 幼児課 幼児施設課	こども政策課 子育て支援センター こども相談支援課 幼児課 幼児施設課	こども政策課 子育て支援センター こども相談支援課 幼児課 幼児施設課

平成26年度において、健康福祉政策課を新規で設置し、地域福祉計画の策定や進行管理を中心に福祉政策を企画する部署としました。

令和3年には、高齢・障害・生活困窮の相談支援を包括していた福祉総合支援課の業務を所管業務の明確化を図るため、高齢の相談は長寿福祉課、障害の相談は障害福祉課と制度所管課に含め、生活困窮者自立支援業務については健康福祉政策課にそれぞれ事業移管し、現在の形となりました。

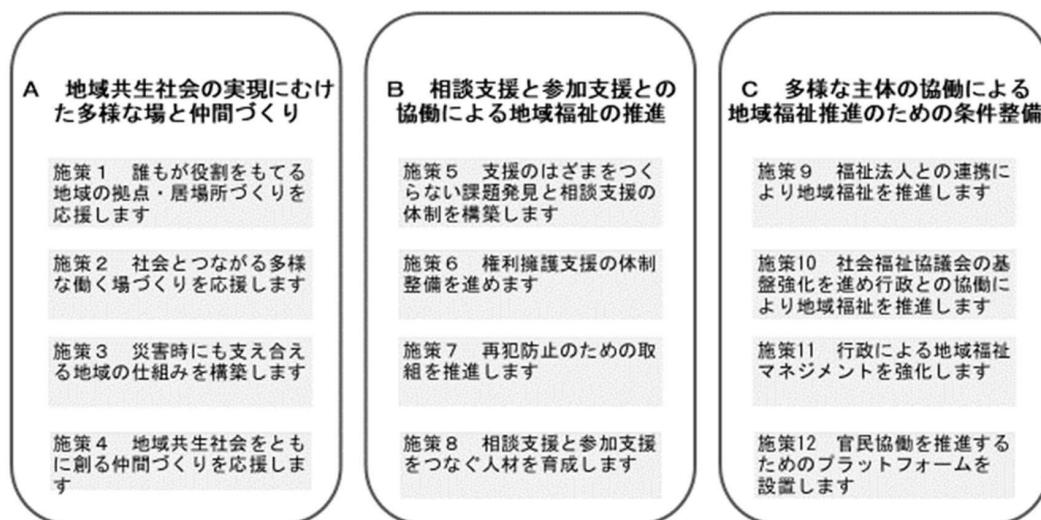
(3) 市第3次地域福祉計画における「重層的支援体制整備事業」の位置付け

①12 施策の体系

市第3次地域福祉計画における重層的支援体制整備事業において求められている「一体的な実施」に関連する項目は、図2の計画の体系図に基づく、Aの施策1・2・4、Bの施策5・8において明示されています。また、Cの多様な主体の協働という考え方も、「一体的な実施」の条件整備と言えます。そして、市第3次地域福祉計画の施策11-1には、「本計画の推進を通して重層的支援体制整備事業に取り組みます」と記載しています。

つまり、市第3次地域福祉計画において「一体的な実施」の考え方はすでに取り入れられており、Aの地域共生社会の実現では、参加支援と地域づくり支援の一体化が、Bの地域福祉の推進では、参加支援と相談支援の協働を明示しています。

図2 東近江市第3次地域福祉計画の施策体系



②重層的支援体制整備事業の実実施計画の策定

市第3次地域福祉計画の策定に関わり、地域福祉に関わる専門職や地域住民で構成され、「地域福祉計画推進委員会」と行政職員からなる「地域福祉プロジェクト委員会」は、同計画の進行管理を担っています。その進行管理のなかで、重層的支援体制整備事業の実実施計画の策定を担う役割を果たしました。

3 重層的支援体制整備事業の実実施計画の体系

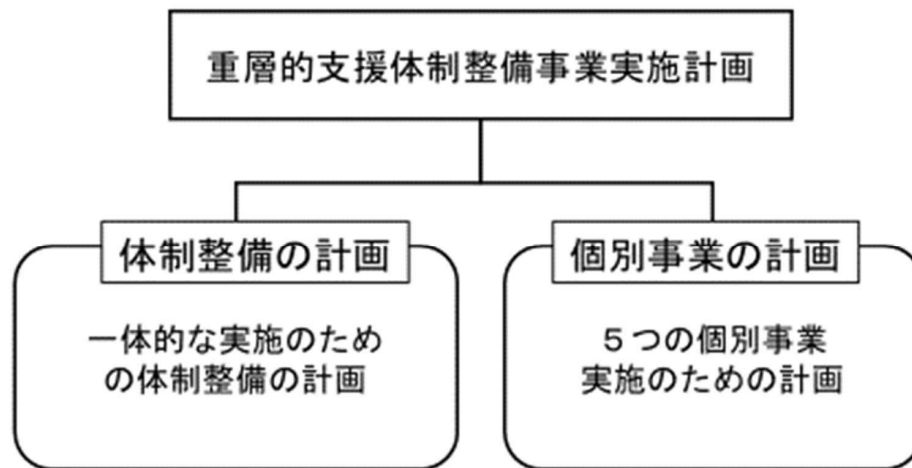
(1) 重層的支援のための体制整備と個別事業の計画の2つからなる体系

図1にあるように、重層的支援体制整備事業は、3つの支援等の一体的な実施を行うこととされており、同事業が地域共生社会の実現を目指す事業であることから、制度のはざまなどの問題に対する相談支援だけでなく、参加支援や地域づくりに向けた支援を一体的に取り入れることで、地域共生の社会づくりに着手することが求められています。

そこで、個々の5事業の実施を推進する計画以外に、個々の事業を一体的に実施す

るための体制整備についても計画的に推進する必要があります。重層的支援体制整備事業の実施計画は、図3のように、「一体的な実施のための体制整備の計画」（体制整備の計画）と「5つの個別事業実施のための計画」（個別事業の計画）によって構成される体系としています。

図3 重層的支援体制整備事業実施計画の体系



「一体的な実施のための体制整備の計画」は、以下の4つの柱としており、「5つの個別事業実施の計画」は、第1号から第5号の重層的支援体制整備事業によって構成されています。

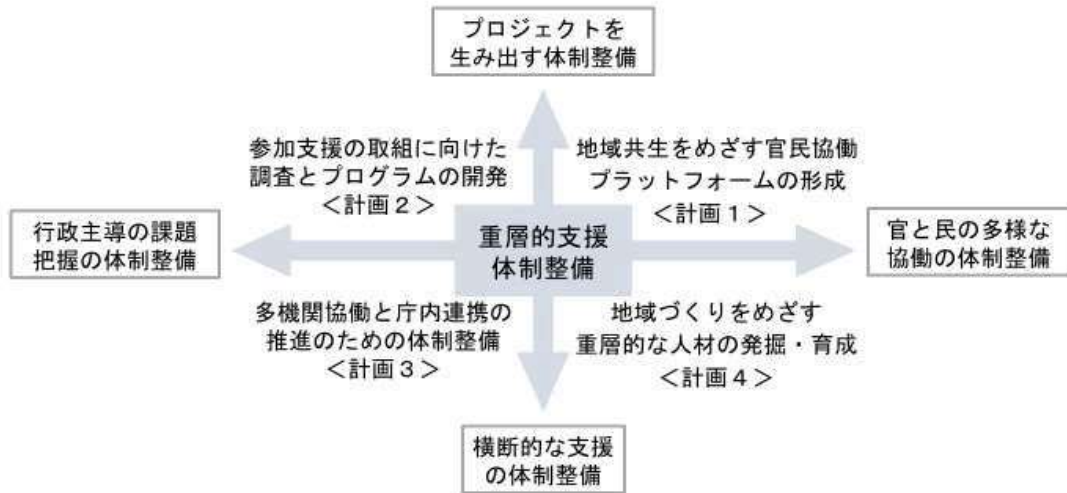
- 計画1 地域共生をめざす官民協働プラットフォームの形成
- 計画2 参加支援の取組に向けた調査・プログラムの開発
- 計画3 多機関協働と庁内連携の推進のための体制整備
- 計画4 地域づくりをめざす重層的な人材の発掘・育成

(2) 重層的支援のための体制整備の4つの機能

重層的支援の一体的な実施を実現するため、体制整備の計画を構想する上で、次の4つの機能を想定しています（図4）。1つ目は地域の課題や資源に対応した事業を作り出すための試行的な「プロジェクトを生み出す」機能です。2つ目は「行政主導」を発揮し、地域のなかの課題を把握する機能です。3つ目は制度に捉われるのではなく、より機動的な支援である「横断的な支援」を行う機能です。4つ目は、これらの機能をより柔軟に進めるために求められる「官と民の多様な協働」の機能です。

重層的支援体制整備事業における一体的な実施を行うための「体制整備の計画」を、次の4つの計画として設定しています。図4に示すように、4つの個々の計画は、それぞれに2つの体制整備の機能を備えています。

図4 4つの計画が目指す重層的支援のための体制整備



(3) 体制整備の4つの計画と5つの個別事業の計画との関連

体制整備の4つの計画と5つの事業の個別計画との関係は図1の5事業の配置に沿って整理したものが、図5です。

図5 体制整備の計画と個別事業の計画の関連

		＜個別事業の計画＞				
		第5号 多機関 協働 事業	第1号 包括的 相談 支援	第4号 アウト リーチ 等支援	第2号 参加 支援	第3号 地域 づくり 支援
↑ 体制 整備 の 計画 ↓	計画1					
	計画2					
	計画3					
	計画4					
		■ 計画を主導する事業				

計画1（地域共生をめざす官民協働プラットフォームの形成ー全市・地域別）では、参加支援事業を、計画2（参加支援の取組に向けた調査とプログラムの開発）では、アウトリーチ等支援を、計画3（多機関協働と庁内連携の推進のための体制整備）では、包括的相談支援を、計画4（地域づくりをめざす重層的な人材の発掘・育成）では、多機関協働事業をメインとなる事業に位置付けています。

なお、4つの「体制整備計画」に含まれる5つの事業は、主導する事業以外にも、他の事業と連携していくことで一体的な実施を図っていきます。

(4) 計画期間：市第3次地域福祉計画の見直しまでの期間

重層的支援体制整備事業の実施計画の期間は、第3次地域福祉計画における期間（令和4年度から令和8年度）と整合性を図ることから、令和6年度から令和8年度の3年間としています。また、実施計画であることから、毎年度に評価を行うことで次年度の事業実施に修正を加えていくことを想定しています。

この評価に関しては、地域福祉計画推進委員会を想定していますが、計画1において「地域共生をめざす官民協働プラットフォーム」の形成を目指しており、重層的支援体制整備事業の実施計画の評価や協議の場を形成されたプラットフォームが担うことも視野に入れています。

4. 重層的支援体制整備事業の「一体的な実施のための体制整備の計画」

計画1 地域共生をめざす官民協働プラットフォームの形成ー全市・地域別

(1) 地域福祉計画と融合した推進

施策12 官民協働を推進するためのプラットフォームを設置します

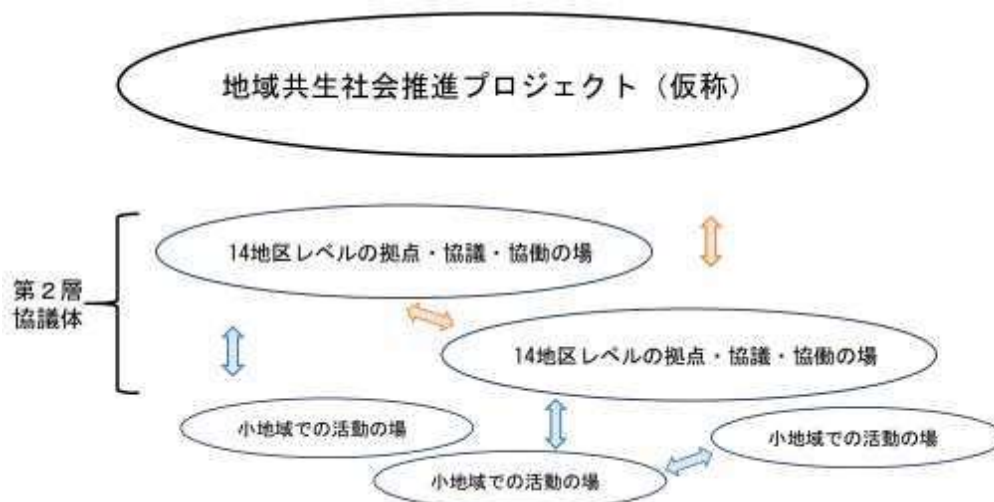
方針A 地域共生社会の実現に向けた多様な場と仲間づくり 施策1-4

方針C 多様な主体の協働による地域福祉推進のための条件整備 施策9-11

(2) 計画の項目

計画1-1 「地域共生社会推進プロジェクト（仮称）」への取組

図6 地域共生をめざす重層的なプラットフォームの形成



これまで東近江市では、多様なネットワークが形成されていますが、地域共生社会の実現を目指した幅広いプラットフォームの形成は実現していないことから、重層的支援体制整備事業の実施計画の実効性を高めることを視野に入れ、「地域共生社会推進プロ

ジェクト（仮称）」の実施に取り組みます。

同プロジェクトの目的には、これまでの民と民、官民協働や庁内における連携のネットワークの情報収集をはじめ、本実施計画の周知と実施に向けた参加者の確保等も取り入れます。また、地域での住民が担っている支え合い等の成果を反映するために、計画1-2の第2層協議体が進める地域別官民協働の協議・協働の場での成果や課題を反映させます。

計画1-2 地域別の官民協働による地域課題解決のプロジェクトを推進

① 第2層協議体での協議・協働の成果の相互評価・相互支援の試み

生活支援体制整備で進めている第2層協議体は14地区で高齢者の生活支援や活動の場づくりのみならず、世代や課題を限定せずに地域における幅広い支え合いを進めるための協議の場となっています。地域のお宝さがしとして多様な集いの場の把握やそれを紹介する冊子づくり、自治会単位の小地域活動の把握や支援の実績づくりも進んでいます。

第2層協議体での取組を充実させるために、関連する専門職や行政の担当課をつなぐ役割を第1層協議体が担うとともに、地域別の情報交流や相互支援を試みます。

② 第2層協議体の地域における位置付け

福祉法人や専門職が地域において住民と協働するプラットフォームとして第2層協議体を位置付け、社会福祉協議会の地区担当職員が第2層協議体の支援を担い、第2層協議体の支え合い推進員（コーディネーター）や包括化推進員が協働して、相談支援と地域にある様々な参加支援の場としての位置付けを検討していきます。

計画2 参加支援の取組に向けた調査とプログラムの開発

(1) 地域福祉計画と融合した推進

施策1 誰もが役割を持てる地域の拠点・居場所づくり

施策11 行政による地域福祉マネジメントを強化します

(2) 計画の項目

地域福祉計画の施策1として位置付けられた「誰もが役割を持てる地域の拠点・居場所づくり」の取組は、重層的支援体制整備事業の参加支援事業を推進することで実現が見込まれます。参加支援事業の推進として、ひきこもりの方が社会的に孤立しないようにつながりを形成し、その結果、社会における役割を持つことができる地域の拠点・居場所づくりを展望するための体制整備として、2つのプロジェクトに取り組みます。

計画2-1 ひきこもりの実態調査プロジェクトの推進

ひきこもり当事者の数を把握するアウトリーチ型のプロジェクトとして、「ひきこもりの実態調査プロジェクト」を立ち上げます。

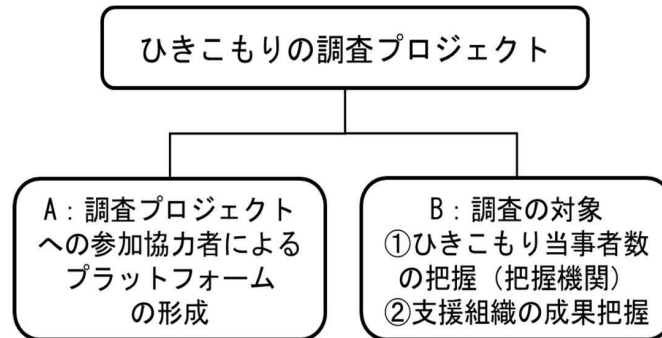
図7のAとしては、調査プロジェクトへの参加協力者によるプラットフォームの形成を目指しつつ、庁内でのプロジェクトチームを結成します。Bとして、「ひきこもり当事者数」を把握するとともに、これまでのひきこもり支援の実績・成果を把握します。

なお、「ひきこもり当事者数」を把握する上では、新規に設置する「アウトリーチ担

当者」（社協に配置）による調査活動を基本としています。この調査プロジェクトの結果を受けて、市域においてどのような参加の場が、どこに必要なのかを検討していきます。

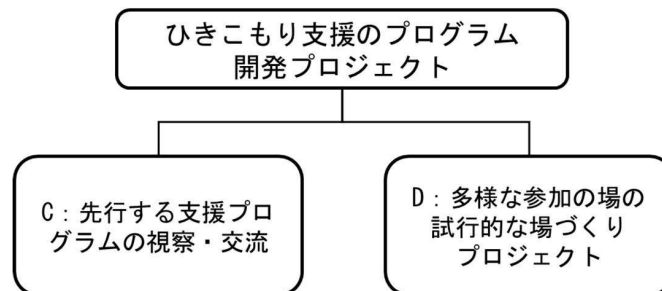
なお、包括的相談支援事業に関連する4つの事業を担う関係機関が横断的な協力を行うことで調査が実施できるものと考えています。

図7 ひきこもりの調査プロジェクト



計画2-2 ひきこもりのプログラム開発プロジェクト

図8 ひきこもり支援プログラム開発プロジェクト



ひきこもりの調査プロジェクトの結果を受けて、まずCの先行する支援プログラムの視察をAのプラットフォームのメンバーと共に実施することで、多様な支援の在り方や場づくりを学び、Dの場づくりのプロジェクトにおいて実施する事業において反映させていきます。場づくりの内容としては、当事者や当事者家族の参加できるワークショップ等を展望しつつ、当事者が求める場づくりを試行的に行うプロジェクトへと展開することを目指します。

計画3 多機関協働と庁内連携の推進のための体制整備

(1) 地域福祉計画と融合した推進

施策5 支援のはざまをつくらないための課題発見と相談支援の体制を構築します

施策11 行政による地域福祉マネジメントを強化します

(2) 計画の項目

これまでも実施されてきた「多機関協働推進会議」において、アウトリーチ等支援

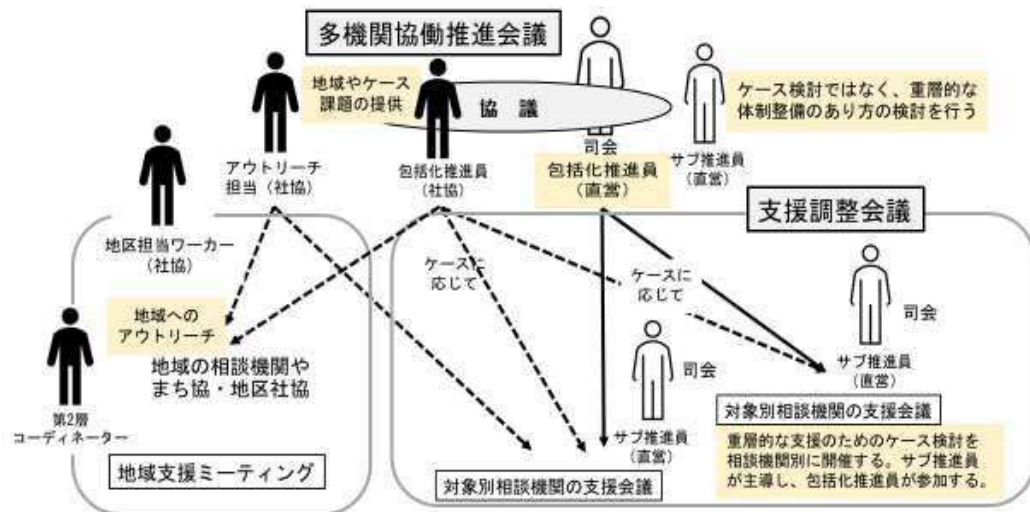
を担う人材を補強するとともに、2層制による「支援調整会議」との役割分担を図り、これまで以上に重層的な体制整備の強化を図ります。また、所管課は庁内連携を推進します。

計画3-1 2層制の多機関協働（推進会議・支援調整会議）の運営強化

サブ推進員を含む定例的な支援事例の検討については、支援調整会議が担います。

多機関で関わる必要があるケースや参加支援の活用が検討されるケースにおいては、包括化推進員が参加することで、関係機関からの支援調整会議への参加を促します。

図9 多機関協働推進会議と支援調整会議の整理



計画3-2 地域支援ミーティングの運営と地域支援の活動の充実

社会福祉協議会に配置されるアウトリーチ支援員あるいは既存の包括化推進員は、課題を抱える人の情報を地域から拾い上げて、社会福祉協議会の地区担当ワーカーや第2層コーディネーターとの連携を強め、地域支援ミーティングを開催することで、地域支援の活動を充実させます。

計画3-3 所管課による庁内連携のためのチーム形成

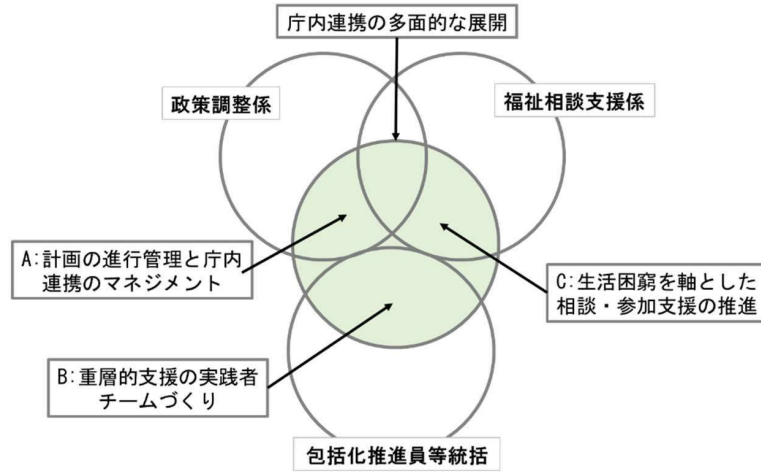
所管課（福祉政策課）は、庁内連携の多面的な展開を図るため、チーム形成等の体制整備を進めます。

所管課の政策調整係は、一体的な実施を目指して庁内連携のマネジメントを担います。

福祉相談支援係は、生活困窮者自立支援事業を軸にして、相談支援と参加支援の一体的な実施を推進します。

包括化推進員（直営）による重層的支援におけるチーム形成を進めます。また、計画2のひきこもりへの支援を把握・実施するために、より一層の庁内連携を進めていきます。

図 10 所管課におけるチーム形成



計画 4 「重層的な人材」の発掘・育成と地域づくり事業の一体的実施

(1) 地域福祉計画と融合した推進

施策 4 地域共生社会を共に創る仲間づくりを応援します

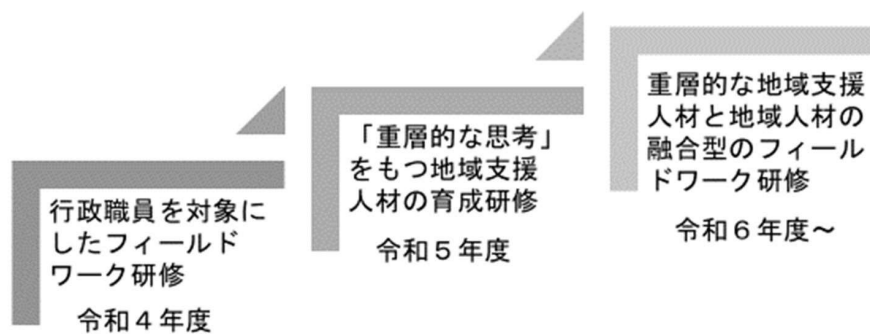
施策 8 相談支援と参加支援をつなぐ人材を育成します

施策 12 官民協働を推進するためのプラットフォームを設置します

(2) 計画の項目

重層的な人材の発掘・育成への取組は、重層的支援体制整備事業への移行準備のなかで、「重層的な思考」をもつ地域支援人材の対象の拡大を図ってきました。

図 11 人材育成への取組経過



重層的支援体制整備事業の体制整備の計画では、専門職や行政が担う「重層的な地域支援人材」、地域住民や企業が担う「重層的な地域人材」との融合型のフィールドワーク研修を実施していきます。フィールドワーク型の研修を実施することで、地域づくりに向けた支援事業としての成果を生み出すことも想定しています。

計画4-1 重層的な地域支援人材の育成

地域づくりに向けた支援の事業化の一環として、自分の分野から一歩踏み出して活動する重層的な地域支援人材の育成を、地域づくりにおいて共通する点があることから、まちづくり協働課と連携して推進します。

計画4-2 重層的な地域人材の発掘

地域住民や企業の中から「重層的な地域人材」を発掘する事業に取り組みます。その取組において、社会福祉協議会や庁内関係各課と協力して実施していきます。

重層的支援体制整備事業における「５つの事業」

機能		対象事業	事業目的・内容	実施形態	担当課名	
第 1 号	イ	地域包括支援センターの運営	高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの推進を目的とする。「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防ケアマネジメント」を行う。	直営 （一部委託）	地域包括支援センター	
	ロ		障害者相談支援事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。	事業検討中	障害福祉課
	利用者支援事業		利用者支援事業（基本型） 身近な場所で、当事者の目線にたった寄り添い型の支援を行う利用者支援事業と、地域における子育て支援のネットワークに基づく地域連携を行っている。	直営	子育て支援センター	
			利用者支援事業（特定型） 子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。	直営	幼児課	
			こども家庭センター型（仮称） こども家庭センターにおいては、保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等(児童福祉機能)を一体的に行う。 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする場合は、情報提供と支援プランの作成などの支援を行う。	直営	こども相談支援課 子育て支援センター 健康推進課	
第 2 号	ニ	自立相談支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するために、包括的な相談支援を実施。また就労支援について「わたむきの里福祉会（働き・暮らし応援センター）」と就労ネットワーク滋賀（若者就労サポート）に一部委託している。	直営 （一部委託）	福祉政策課	
	参加支援		参加支援事業	一般的な職業に就く「一般就労」が難しく生活支援が必要な対象者の社会参加を目指す「参加支援」の促進と、地域の活性化に向けた中間的就労支援体制の整備を目的とする。	委託	福祉政策課
			地域介護予防活動支援事業	高齢者が地域社会の一員として、健康で自分らしく生涯を送るため、自らの能力を生かし、楽しみながら地域社会に貢献する活動を行ったり、地域での交流を深め、地域の連帯感や見守り意識を高めるための場づくりを支援する。	補助	長寿福祉課
第 3 号	イ	生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもった暮らしを継続していくためには、介護保険等では提供できない生活支援サービス及び高齢者等が主体となった活動が重要である。 これらの活動や支え合いの地域づくりを推進することを目的として、生活支援コーディネーターの配置、第1層（市域）協議体の運営や、第2層（地区単位）協議体の支援を行う。 第1層は社会福祉協議会に委託。第2層はプロポーザルで応募。実績としては各まち協など。	委託	長寿福祉課	
	ロ		地域活動支援センター事業	障害者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を目的とする地域活動支援センターの強化を図る。2箇所で精神障害者のサロンを運営している。 圏域2市2町で機能強化事業として委託。	委託	障害福祉課
	ハ		地域子育て支援拠点事業	家庭及び地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤独感及び不安感の増大等に対応するため、「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」「地域の子育て関連情報の提供」「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」などを目的に地域子育て支援拠点を運営・委託している。	直営・委託	子育て支援センター
	第 4 号	ニ	地域づくり事業	福祉制度のはざまを作らない新たな仕掛けを創出することにより、地域の多様な主体による協働の仕組みづくりの推進を図ることを目的とする。 防災と保健・福祉の取り組みを切れ目なく連結させ、高齢者や障害者など要配慮者の災害時における地域支援を強化する。また、地域の自主防災組織や見守りネットワークを育成することで、地域のつながりや支え合いの仕組みが強化され、地域住民の社会参加や要配慮者の孤立を防ぐことを期待する。	委託	福祉政策課
アウトリーチ等を通じた継続的支援		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	各地区の社会福祉協議会やボランティアセンターなどの関係機関との連携を通じて、地域の状況等に係る情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中で、複雑化・複合化した課題を抱え、ひきこもりなどの支援が届かない者を早期に把握し、良好なつながりを形成しつつ、必要な支援へとつながる体制構築を目的とする。	直営 （一部委託）	福祉政策課	
		多機関協働	複雑化・複合化した課題に的確に対応するために、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談支援体制を構築することを目的とする。	直営 （一部委託）	福祉政策課	

3 用語解説

※頁数は初出

	用語	説明	頁
あ	アウトリーチ等を通じた継続的支援	地域の状況等に係る情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中で支援ニーズのある者を把握し、必要な支援が届いていない人に支援を届ける目的で、本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置いている事業です。	1
さ	サブ推進員	保健センター、発達支援センター、障害福祉課、生活福祉課、地域包括支援センター、福祉政策課、こども相談支援課、子育て支援センター、学校問題対策支援室、社会福祉協議会等から選出される。	12
さ	参加支援事業	重層的支援体制整備事業の中の1つの事業で、①社会とのつながりを作るための支援を行う、②利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる、③本人への定着支援と受入れ先の支援を行う、の3点を行うとされています。	1
じ	重層的支援会議	厚生労働省では重層的支援会議を「多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議」と位置付けています。本市では、体制整備や個別プランについて検討する場を「多機関協働推進会議」としています。	2
じ	重層的支援体制整備事業	重層的支援体制整備事業が目指す包括的な相談支援体制は、新しい窓口等を設置するものではなく、既存の相談支援の機関等が全ての住民を対象として、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う事や継続的な伴走支援を行える体制を整えることを目指しています。	3
し	支援調整会議	プラン案の共有やプラン案の適切性を協議する場であり、支援調整会議での協議を通して、支援の質を担保するとともに、地域に不足する社会資源について把握し、社会資源の創出に向けた検討を行っていくことができます。	12
し	社会資源	ニーズを充足するために（生活困窮者支援）用いられる有形無形の資源であり、制度、機関、人材、資金、技術や知識等の総称です。	2
せ	生活支援コーディネーター	生活支援体制整備事業において配置されており、市域（第1層）を担当するコーディネーター（市社協）と14地区の協議体の運営等を担う第2層コーディネーター（地域住民や社会福祉法人職員等）が活動しています。本市では、第1層のコーディネーターを「地域支え合いコーディネーター」、第2層のコーディネーターを「地域支え合い推進員」と呼んでいます。	10

	用語	説明	頁
せ	生活支援体制整備事業	行政が第1層協議体及び地域支え合いコーディネーターと協働し、地域ニーズの把握や資源開発に取り組みます。本市では「いっそう元気！東近江」として開催しています。 市内14地区を単位とする第2層協議体及び地域支え合い推進員は、各地区の課題把握や資源の見える化（宝物探し）に取り組んでいます。	10
た	多機関協働推進会議	重層的支援体制整備事業において、庁内連携や体制整備を検討する場として、多機関協働推進会議を位置付けています。	4
だ	第1層協議体（いっそう元気！東近江）	生活支援体制整備事業において設置された協議体で、支え合いの地域づくりを検討する場です。様々な団体が参加し、課題の共有や取組の検討、情報発信などを行っています。	10
だ	第2層協議体	生活支援体制整備事業において設置された、14地区ごとに支え合いの地域づくりを検討する協議体です。地域の実情に合わせて既存の話し合いの場を活用し、話し合いを行っています。	10
ち	地域支え合い推進員	生活支援コーディネーターのうち、14地区で活動するコーディネーターです。地域における居場所づくりや支え合い活動に向けて、第2層協議体の話し合いの場を支援したり、活動のサポート等をします。	10
ち	地域づくり支援事業	重層的支援体制整備事業の中の1つの事業で、既存の「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域活動支援センター事業」「地域子育て支援拠点事業」「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を通して、以下の3点に取り組みます。 ①世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する。 ②交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ③地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。	1
は	8050問題（はちまるごーまる）	「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題です。背景に子どもの「ひきこもり」があります。ひきこもりという言葉が社会に出始めるようになった1980年代～90年代は若者の問題とされていましたが、約30年が経ち、当時の若者が40代から50代、その親が70代から80代となり、長期高齢化しています。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが課題となっています。	1
ひ	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6箇月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念です。 （他者と交わらない形での外出をしてもよい）	1

	用語	説明	頁
ほ	包括化推進員	多機関協働推進会議を運営する役割を担う他、①各相談支援機関の業務内容の理解、②それらとの連携方法、③地域住民の福祉ニーズの把握方法、④地域に不足する社会資源創出の手法等の検討を行う役割を担います。	4
や	ヤングケアラー	法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。	1

